

議題3（委員会決裁事項（規則第3条第1号））

平成31年度使用府立学校教科用図書採択要領及び平成31年度使用高等学校用教科用図書選定の手引きについて

標記について、別紙のとおり定める。なお、最終的な教科用図書の採択は、校長の選定をもとに、8月の教育委員会会議において決定する予定である。

平成30年5月18日

大阪府教育委員会

平成 31 年度使用府立学校教科用図書採択要領

大阪府教育委員会

平成 31 年度に府立学校において使用する教科用図書の採択は、府立高等学校及び府立支援学校高等部については別添 1、府立支援学校小学部・中学部については別添 2、府立高等学校に併設される中学校については別添 3 により行うものとする。

なお、その際、各府立学校においては、下記に留意すること。

記

1 教科用図書の選定について

- (1) 校長は、教科用図書の調査研究を十分に行い、選定能力を高め、適切に選定すること。
その際、公正な選定をするため、教科書の編集者・著作者が選定に関与することのないよう配慮すること。また、各学校に置かれている学校運営協議会など、より広い視野からの意見も参考にしよう努めていくこと。
- (2) 選定にあたっては、平成 30 年 4 月 5 日付け教高第 1138 号「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び「平成 31 年度使用教科書の採択事務処理について」（通知）を参考にし、府立高等学校及び府立支援学校高等部については、別に提示する教科用図書選定の手引きや、教科書展示会等も活用して学習指導要領に基づき教科用図書の調査研究を行うこと。
- (3) 府立支援学校小学部・中学部にあつては、上記（1）、（2）に加えて、平成 30 年 4 月 16 日付け教小中 1173 号「義務教育諸学校における平成 31 年度使用教科用図書の採択について」（通知）による「平成 31 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」のうち、以下の項目に留意すること。
「4 府立の義務教育諸学校における選定について」
 - (2) 府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。
 - ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。
 - イ 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。
 - ウ 一般図書（特別支援学校・学級用）の選定に当たっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が平成 26 年度に提示した小学校教科用図書選定資料並びに平成 29 年度に提示した小学校教科用図書選定資料（道徳）及び、府教育委員会が平成 27 年度に提示した中学校教科用図書選定資料並びに別に提示する中学校教科用図書選定資

料（道徳）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が平成 29 年度に提示した附則第 9 条関係教科用図書選定資料を活用すること。

- (4) 府立支援学校高等部で使用する教科用図書の選定にあたっては、教育課程との結びつき等について十分調査、検討し、高等学校用の文部科学省著作教科用図書、文部科学大臣検定教科用図書等の適切な教科用図書等を選定すること。

高等学校用の文部科学省著作教科用図書及び文部科学大臣検定教科用図書以外の図書を教科用図書として選定する場合は、生徒の障がいや発達の状況を勘案し、単に教材として有益適切というだけでなく、教科・科目の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

なお、高等部の教科用図書は文部科学省の特別支援教育就学奨励費の対象となるため、最新の「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」（「対象となる経費の範囲及び算定等について_教科用図書購入費」）記載内容に十分留意すること。

- (5) 府立高等学校に併設される中学校にあつては、上記（1）、（2）に加えて、平成 30 年 4 月 16 日付け教小中 1173 号「義務教育諸学校における平成 31 年度使用教科用図書の採択について」（通知）による「平成 31 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」のうち、以下の項目に留意すること。

「4 府立の義務教育諸学校における選定について」

- (1) 府立中学校における平成31年度使用教科用図書については、道徳を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、平成30年度使用教科用図書と同一の教科書を選定しなければならないこと。また、同法施行規則第6条の規定により、新たに選定する必要があるときは、平成28年度の選定基準に準じて行うこと。

なお、道徳の選定基準は、次のとおりとする。

ア 教育の目標及び教育課程編成の方針を踏まえ、地域や生徒の実態に応じて最も適切な教科用図書を選定すること。

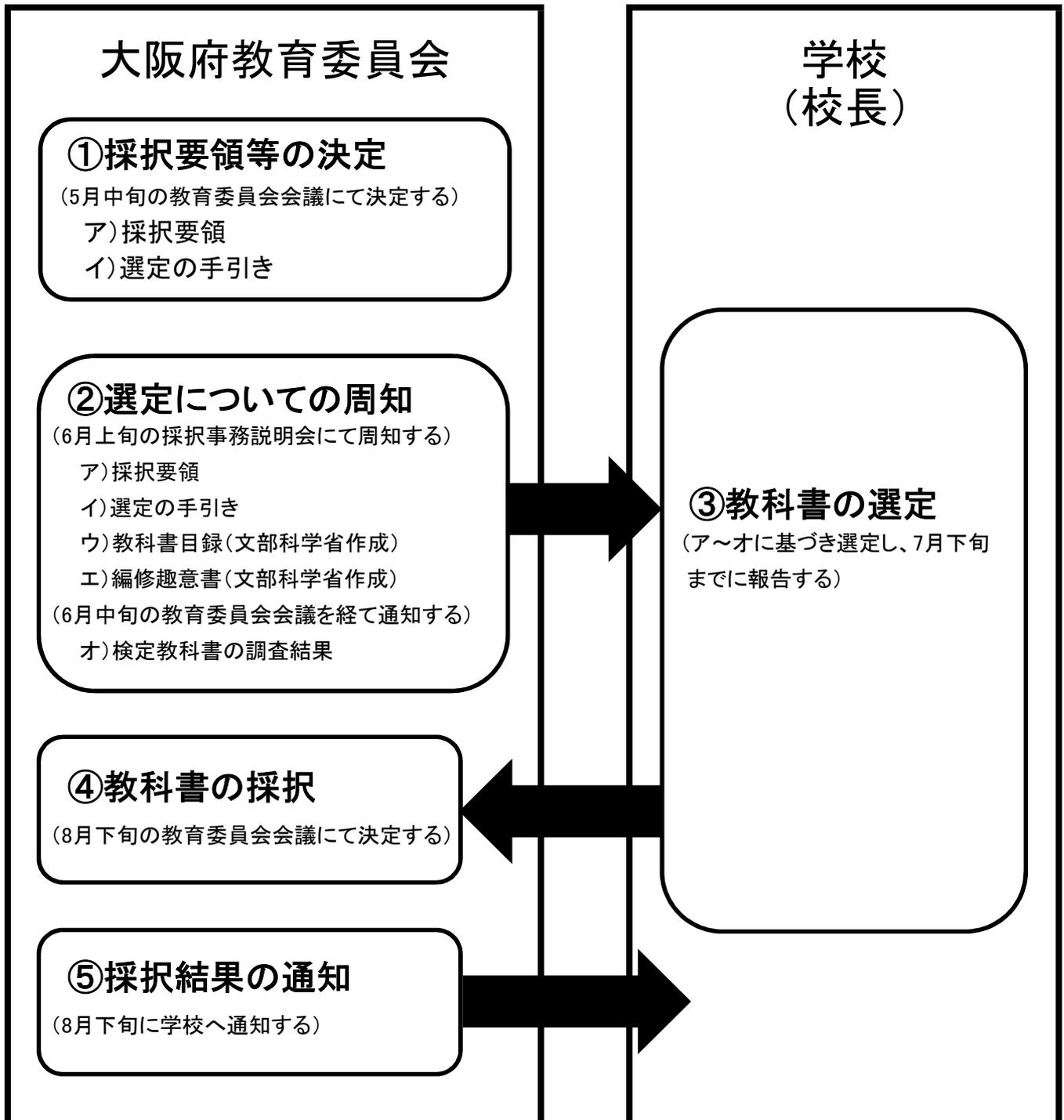
イ 選定にあたっては、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料（道徳）を活用すること。

2 教科用図書の選定の報告について

校長は、大阪府教育委員会が通知した調査研究結果を踏まえ、教科用図書を選定し、別に定める様式（選定報告書、選定理由書、選定一覧表及び選定理由一覧表）により、大阪府教育委員会に報告すること。

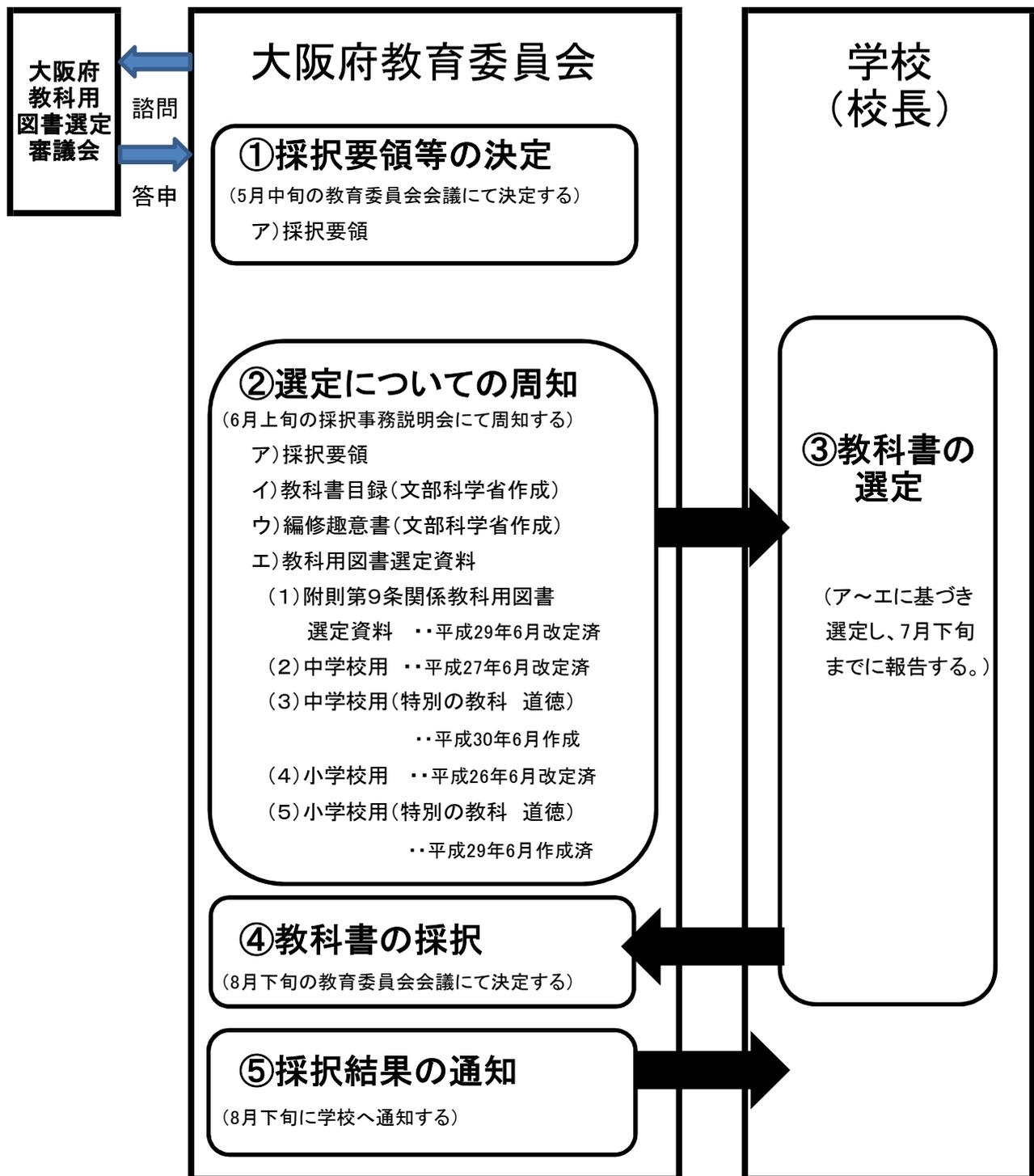
府立高等学校及び府立支援学校（高等部） 教科書選定・採択の仕組み

①～⑤は、教科書選定・採択の進め方の順序を表しています。



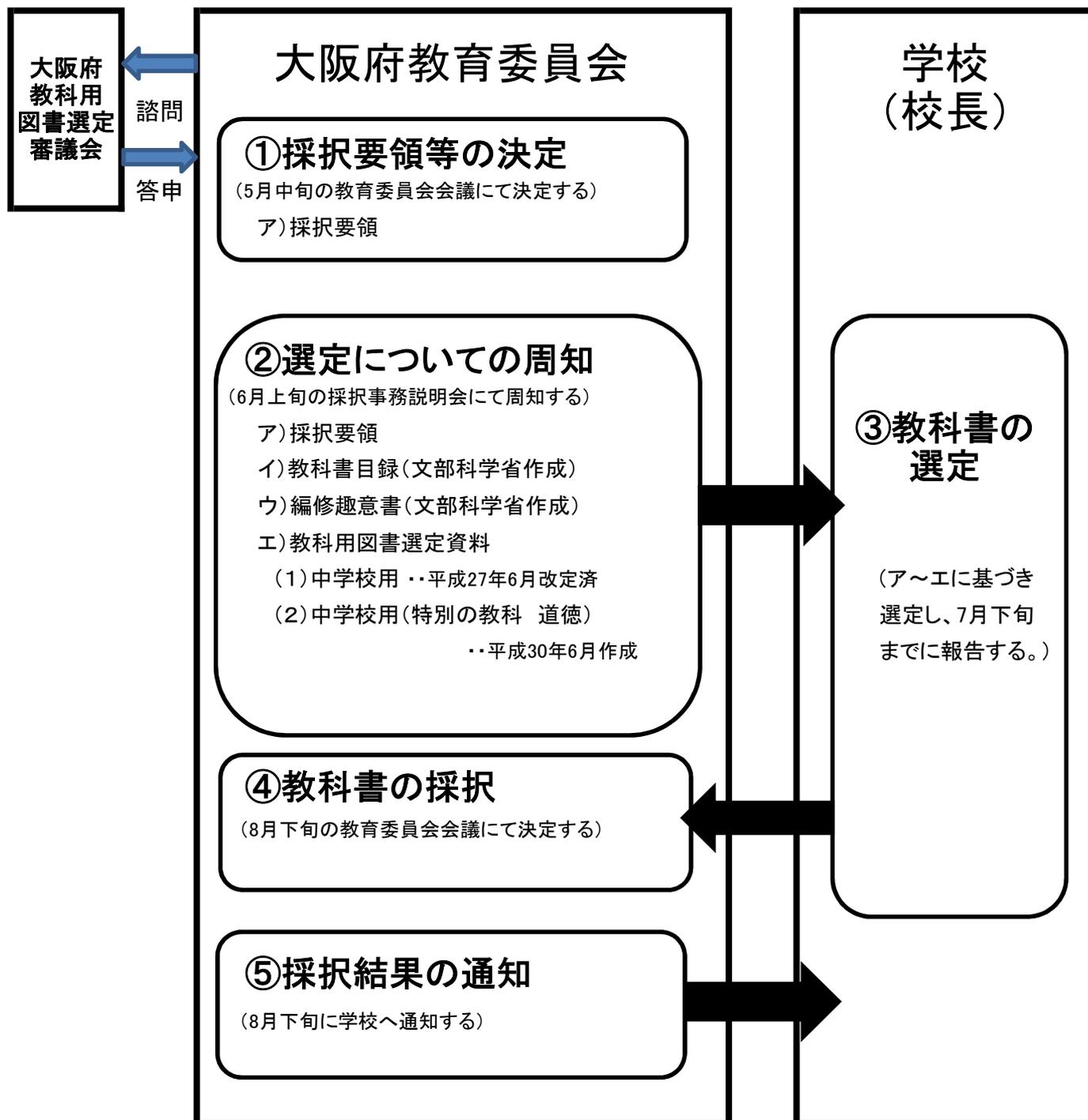
府立支援学校（小学部・中学部） 教科書選定・採択の仕組み

①～⑤は、教科書選定・採択の進め方の順序を表しています。



府立の併設型中高一貫校の中学校 教科書選定・採択の仕組み

①～⑤は、教科書選定・採択の進め方の順序を表しています。



平成31年度使用高等学校用

教科用図書選定の手引き

平成30年5月

大阪府教育委員会

教科書選定に当たっての基本的留意事項

1 教科書の使用義務

教科書とは、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材であり、その使用義務については学校教育法第34条で小学校について定められており、同法第62条で高等学校にも準用されている。したがって、教育課程に基づく授業を進める際には、教育水準の維持向上や適正な教育内容の維持、授業技術上の有効性等から、教科書を主たる教材として使用しなければならない。

2 教科書の採択

文部科学省検定済教科書は、通常、1種目について数種類発行されているので、これら複数発行されているものの中から、学校で使用する教科書を決定する必要がある。このように、1種類の教科書を選び出す行為を採択といい、府立学校で使用する教科書の採択は府教育委員会が行うこととなっている。

したがって、府教育委員会が採択を行うに当たり、各学校においては校内に調査研究機関を設け、教育課程の計画に基づき、文部科学大臣が作成した「教科書目録」に登載されているものの中から、種目ごとに適切な教科書を選定すること。

なお、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書がない場合には、学校教育法施行規則第89条の規定により、他の適切な教科用図書を使用することとなっているので、「大阪府立学校の管理運営に関する規則」第12条の規定に基づき、あらかじめ、書名、定価等を教育委員会に届け出ること。

3 府立学校教科用図書採択要領の遵守

各府立学校の教科用図書を適正かつ公正に採択するため、選定にあたっては採択に関する必要な事項を定めた府立学校教科用図書採択要領を遵守すること。

4 採択の公正確保

教科書の採択結果は発行者の利害に直結しているため、発行者による過大な勧誘や宣伝行為が行われることも多く、このことは教科書の質的低下を招いたり、教科書の適正な価格の維持に悪影響を与えたりすることになりかねない。

また、そのような勧誘や宣伝行為に影響されたり、その疑いをもたれることは、教育関係者に対する府民の信頼を失わせることとなる。

教科書の採択は、教科書の内容についての十分な調査研究を基礎として行うべきものであるため、学校においては、教科書見本本や編修趣意書等を十分に活用して、使用教科書の選定を行うこと。

公正確保のための規制には、独占禁止法に基づく公正取引委員会の一般指定、文部科学省の諸規制及び一般社団法人教科書協会の申し合わせがある。

(1) 独占禁止法による規制

発行者が適正な範囲で宣伝活動を行うよう、公正取引の確保の見地から独占禁止法による規制が行われている。具体的には、他社の教科書の中傷・誹謗や採択に際しての不当な利益供与が「不公正な取引方法」（いわゆる一般指定）により禁止されている。

(2) 文部科学省による指導

文部科学省は、上記の規制を踏まえ、公正な採択が確保されるよう、発行者だけでなく採択関係者に対しても指導を行っている。具体的な施策としては次のようなものがある。

- 見本は、一定の制限部数の範囲内で高等学校へ送付できる（新たに検定を経た教科書に限り各1部）こととするが、教師用指導書及び検定申請書（いわゆる白表紙本）の献本等は一切禁止する。
- 発行者が主催し又は関与する講習会、研修会等の開催は禁止する。
- 文部科学省が教科書編修趣意書を集録作成し、同省のホームページに掲載する一方、発行者が、教科書又は教師用指導書と記述内容やページ数等を勘案して類似していると考えられる内容見本又は解説書等を作成・配付することを禁止する。
- 採択関係者に影響力を有する教職関係者等を宣伝活動に従事させることを禁止するとともに、教科書の編集者・著作者が採択に関与することを排除する。

(3) 教科書業界の自主規制

教科書業界において、公正確保に関する諸規則が円滑に実施されるよう、教科書発行者、教科書供給業者等により、「教科書公正取引協議会」が設立され、「教科書公正取引実施細則」を定めている。

一般社団法人教科書協会も、平成19年1月に「教科書宣伝行動基準」を定めている。その後、同協会が、平成28年9月に「教科書発行者行動規範」を定めたことに伴い、文部科学省から各教科書発行者に対し、平成28年9月9日付け「『教科書発行者行動規範』の遵守の徹底について（要請）」が示されている。これらの通知などと併せて、平成30年3月30日付け29文科初第1807号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」を参照すること。

5 各教科の使用教科書の選定

各教科における使用教科書の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

- 生徒の実態に即した学習指導の在り方等について共通理解を図り、学校としての選定方針を明確にすること。
- 人権尊重の立場に立って、偏見や差別意識を助長する表記・表現、挿絵、写真等がないかどうかについて各教科書の内容を十分に調査すること。
- 障がいその他の特性の有無にかかわらず、児童・生徒にとって読みやすいものになっているかどうかを調査すること。
- 「教科書選定に当たっての基本的留意事項」、「教科書選定に当たっての調査項目とその留意事項」を参考として選定すること。

6 教科書の恒常的な調査・研究

学校における教科書の調査・研究は、使用教科書の選定時のみに限定することなく恒常的に行い、次年度以降の選定に生かすこと。

また、不適切な箇所を発見した場合は、速やかに府教育庁へ報告すること。

教科書選定に当たっての調査項目とその留意事項

国 語

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、注などには、程度が高すぎるところ、または低すぎるところがないこと。
- (3) 文章が生徒の言語の発達段階に適応していること。
- (4) 教科及び科目の目標とする能力及び態度、特に、生徒の自ら学ぶ意欲と思考力、判断力、表現力を育成する上で適切な創意工夫が認められること。

2 選択・扱い

- (1) 現代文及び古典における話題や題材の選択及び扱いが適切であり、創意工夫が認められること。
- (2) 学習する上の配慮による表現内容の変更は最小限にとどめ、原則として、原作を尊重していること。
- (3) 異本や異版のある作品については、適切な配慮がされていること。
- (4) 本文、手引き、問題、挿絵、写真、注などが精選されていること。
- (5) 話題や題材が、生徒の生活や経験及び興味や関心に対して配慮されていること。また、十分な配慮なしに他教科にわたる専門的な知識を扱っていないこと。
- (6) 心身の健康や安全について、また健康な情操の育成について、必要な配慮がされていること。
- (7) 基礎的・基本的事項の理解や習得の徹底を図る上で、適切な創意工夫が認められること。

3 構成・排列

- (1) 現代文における評論、随想、小説、詩、短歌、俳句等、古典における時代及び物語、随筆、説話、和歌、俳諧等、話題や題材の排列が全体として適切であり、不統一や無用の重複がないこと。
- (2) 本文、注などの排列や関連が適切であり、挿絵、写真、注などの位置及びこれらと本文の関連が適切であること。
- (3) 基礎的な事項については、反復練習の機会が適切に与えられていること。
- (4) 分量及び配分が適切であること。
- (5) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるように学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項(「発展的な学習内容」)を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 本文、注などに誤りや不正確なところ、また相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 語句や文章の表現が不明確であることから、生徒がその意味を理解することに困難であったり、誤解したりするおそれのあるところがないこと。
- (3) 一面的な見解だけを、十分な配慮なく取り上げているところがないこと。
- (4) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号などの表記が適切であり、これらに不統一がないこと。
- (5) 特に人権尊重の観点から不適切な教材や表記・表現がないこと。

地 理 歴 史

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、注、写真、図表等が生徒の心身の発達段階に適応しており、程度が高過ぎることなく、基本的な事項・事柄が取り上げられていること。

2 選択・扱い

- (1) 話題や題材の選択及び扱いが、生徒に興味・関心をもたせるよう適切な創意工夫がなされていること。
- (2) 政治や宗教の扱いが公正であり、特定の政党や宗派、またはその主義や信条に偏っていないこと。
- (3) 特定の事項・事柄を強調しすぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていないこと。
- (4) 主題を設定して追究したり、諸資料や地域の特色を調査したりする活動については、生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がなされていること。

3 構成・排列

- (1) 学習指導要領に示す標準単位数、「内容」及び「内容の取扱い」に照らして、全体の分量及びその配分が適切であること。
- (2) 内容が網羅的・羅列的ではなく精選されていること。
- (3) 基本的な事項・事柄が適切に排列されていること。
- (4) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるよう、学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（「発展的な学習内容」）を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がなされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 内容に誤りや不正確な箇所がないこと。
- (2) 漢字、仮名遣い、送り仮名、用語等の表記が適切であって統一されていること。
- (3) 文章、図表等について、人権尊重の観点から配慮がなされていること。
- (4) 平易・簡潔な文章で表現され、印刷が鮮明であること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 内容が最近の学問的成果による検証に耐え得るものであること。
- (2) 基礎的・基本的事項の理解と習得の徹底を図る上で、適切な創意工夫がなされていること。
- (3) 近隣諸国との間で起こった近現代の歴史的事象の扱いに、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること。
- (4) 著作物・資料等を引用する場合は、評価の定まったものや信頼度の高いものを用い、原典の表記を尊重していること。

公 民

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、注、写真、図表等が生徒の心身の発達段階に適応しており、程度が高過ぎたり低過ぎたりせず、基礎的・基本的な内容が取り上げられていること。

2 選択・扱い

- (1) 生徒の知的な興味・関心を引き起こすよう題材が適切に選択され、扱われていること。
- (2) 政治や宗教の扱いが公正であり、特定の政党や宗派、またはその主義や信条に偏っていないこと。
- (3) 特定の事柄を強調しすぎていたり、一面的な見解を配慮なく取り上げていないこと。
- (4) 未確定な時事的事象について断定的に記述されていないこと。
- (5) 調べる活動等については、生徒自ら活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。
- (6) 学習指導要領の中で示されている課題などについては、すべてを取り上げ、選択して学習することができるよう配慮がされていること。

3 構成・排列

- (1) 学習指導要領に示す標準単位数、「内容」及び「内容の取扱い」に照らして、全体の分量及びその配分が適切であること。
- (2) 内容が網羅的・羅列的ではなく精選されていること。
- (3) 基本的な事項・事柄が適切に排列されていること。
- (4) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるよう、学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（「発展的な学習内容」）を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がなされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 内容に誤りや不正確な箇所がないこと。
- (2) 漢字、仮名遣い、送り仮名、用語等の表記が適切であって、統一されていること。
- (3) 文章、図表等について、人権尊重の観点から配慮がなされていること。
- (4) 平易・簡潔な文章で表現され、印刷が鮮明であること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 内容が最近の学問的成果による検証に耐え得るものであること。
- (2) 基礎的・基本的事項の理解と習得の徹底を図る上で、適切な創意工夫がなされていること。
- (3) 近隣諸国との間で起こった近現代の歴史的事象の扱いに、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること。
- (4) 著作物・資料等の引用については、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いていること。また、史料又は法文を引用する場合には、原典の表記を尊重していること。

数 学

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 説明の方法が適度に具体的かつ簡明であり、生徒にふさわしい程度に厳密で、数学的な直観力とともに論理性が養われるよう創意工夫されていること。

2 選択・扱い

- (1) 題材の選択において、生徒の興味・関心を高める配慮がなされており、生徒の自主的・自発的な学習を指導するのに適切であること。
- (2) 題材の扱いにおいて、導入、説明文、例題、問題などが十分に精選されており、生徒の意欲を喚起し主体的な学習を促すとともに、生徒の多様な理解力に対応して指導するのに適切であること。

3 構成・排列

- (1) 全体として系統的・発展的に構成されており、各章の説明文、例題、問題などの排列や関連が適切であること。
- (2) 基礎的・基本的な事項の理解や習得の徹底を図る上で、重要事項のまとめや反復練習の機会が適当に与えられていること。
- (3) コンピュータを利用する題材については、生徒の興味・関心及び学校備え付け機器に応じた取舍選択が容易であること。
- (4) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 本文、問題、図、数表などに誤りや不正確なところ及び相互に矛盾しているところがないこと。また、人権尊重の立場からみて、表記・表現に配慮がなされていること。
- (2) 内容には、生徒がその意味を理解するのに困難であったり、誤解したりするおそれのある表現がないこと。
- (3) 漢字、送り仮名、用語、記号、計量単位などの表記が適切であり、これらが統一されていること。

理 科

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、観察、実験、実習、考察、探究活動、課題研究及び問題などは、生徒の興味・関心、能力、適性からみて、程度が適切であること。
- (3) 挿絵、写真、図、表などは、生徒の興味・関心、能力、適性からみて理解しやすいものとなっていること。

2 選択・扱い

- (1) 生徒の興味・関心、能力、適性からみて、程度が適切であり理解しやすいものとなっていること
- (2) 教科及び科目の目標とする能力や態度、特に科学的な見方や考え方を育成する上で適切な創意工夫が認められること。
- (3) 生命の尊重や自然環境の保全に関する態度の育成について配慮されていること。
- (4) 本文、観察、実験、実習、考察、問題などが精選されていること。また、挿絵、写真、図、表などは生徒にとってわかりやすいものが用いられ、量的にも適切であること。
- (5) 観察、実験、観測、飼育、栽培などが、身近な材料、自然などを利用できるように配慮されていること。
- (6) 探究活動や課題研究は、生徒の興味・関心、能力、適性、進路に配慮され、生徒の生活、経験や学校の実態にも応じていること。
- (7) 定数、実験値、統計などの資料は適切なものが選ばれていること。
- (8) 実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、生徒自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。
- (9) 実験及び観察における作業の安全について適切な配慮がされていること。

3 構成・排列

- (1) 全体として系統的・発展的に構成されていること。
- (2) 本文、観察、実験、実習、調べる活動、考察、探究活動、問題などの排列や関連が適切であること。
- (3) 学習指導要領に示す内容に照らして排列が適切であり、学習指導要領に対応する授業時数で、ゆとりをもって指導できる分量であること。
- (4) 実験及び観察については、学習指導要領に示す目標、内容及び内容の取扱いに基づき、学習内容と一体のものとして扱われていること。
- (5) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるように学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（「発展的な学習内容」）を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がなされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 本文、観察、実験、実習、考察、探究活動、課題研究、問題、挿絵、写真、図、表などは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
- (2) 語句、文章、挿絵、写真、図、表などが、人権尊重の立場に立って適切なものであること。また、環境教育、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること。
- (3) 一面的な見解だけを取り上げていないこと。

保 健 体 育

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、挿絵、写真、注、図、表などは、生徒の実態に応じ理解しやすいものとなっていること。
- (3) 図書の内容は、生徒の心身の発達段階に適応しており、また、心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているところはないこと。

2 選択・扱い

- (1) 学習を進める上で必要な挿絵、写真、注、図、表などが精選されていること。
- (2) 統計資料などは、現代の社会生活や科学技術の進歩に対応した最新のもので、かつ信頼度の高いものであること。

3 構成・排列

- (1) 「体育」と「保健」を密接に関連させ指導できるよう記述していること。具体的には、「体ほぐしの運動」(体育)と「精神の健康」(保健)、水泳(体育)と応急手当(保健)等に関連させていること。
- (2) 「体育」(体育理論)については、豊かなスポーツライフの設計と実践について理解を深めるための理論と実践の一体化を図るとともに、各運動領域の内容と密接な関連を持たせ、具体的に理解しやすい構成となっていること。
- (3) 「保健」については、学習指導要領の内容に示す3項目における不必要な重複をさけるとともに、健康の保持増進のための的確な思考・判断に基づいた、適切な意思決定ができる実践力の育成を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てることができるよう構成されていること。
- (4) 全体として系統的・発展的に構成されていること。
- (5) 本文、注などの排列や関連が適切であり、挿絵、写真、図、表などの位置及びこれらと本文との関連が適切であること。
- (6) 学習指導要領に示す標準単位数に対応する授業時数で、ゆとりを持って指導できるものであること。
- (7) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 文章、図表等については人権尊重の配慮がなされていること。特に、特定の疾病や障がい者問題などには、偏見や差別意識を助長する表記、表現、挿絵、写真などが無いこと。
- (2) 図、表、統計資料などは、引用されているものについてはその出典・年度が明記され、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いていること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 教科及び科目の目標を達成する上で適切な創意工夫が認められること。
- (2) 内容の精選が十分なされており、基礎的・基本的事項の理解や習得の徹底を図る上で適切な創意工夫が認められること。

芸術（音楽）

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 表現及び鑑賞のための教材には、生徒の興味・関心、能力について配慮がなされていること。
- (3) 説明文、挿絵、写真などが理解しやすいものとなっていること。

2 選択・扱い

- (1) 教材の選択及び扱いには、生徒の興味・関心、能力等に応じた指導ができるよう配慮がなされていること。
- (2) 学習指導を進める上で必要な説明文、挿絵、写真などが、いたずらに網羅的、羅列的になることなく、精選されていること。
- (3) 生徒の生活や経験及び興味・関心に対する配慮がなされており、自主的、自発的な学習をする上で適切であること。
- (4) 地域的、時代的な選択について配慮がなされていること。
- (5) 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるような扱いがなされていないこと。

3 構成・排列

- (1) 全体として系統的、発展的に組織されており、教材及び説明文などの排列や関連が適切であること。
- (2) 構成及び排列において、不統一や無用の重複をさけ、全体の分量及び配分が適切であること。
- (3) 挿絵、写真などは、教材や説明文と適切に関連付けて扱われていること。
- (4) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 楽譜、歌詞、説明文などに、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 文章表現や挿絵などに、冗長さや粗雑さがないこと。また、楽譜、漢字、用語などの表記は適切であり、これらに不統一がないこと。
- (3) 文章、歌詞、説明文、挿絵、写真などが人権尊重の観点から十分な配慮がなされていること。
- (4) 説明文、歌詞の表現が適切であること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 日本の伝統音楽を含む多様な音楽文化について、理解を深めることができる内容であること。

芸 術（美術・工芸）

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 表現及び鑑賞のための教材が、生徒の発達段階に適応しており、基礎的・基本的な内容が取り上げられていること。
- (3) 本文、注、写真、図版などは、生徒の興味・関心、能力に配慮がなされており、わかりやすいものとなっていること。

2 選択・扱い

- (1) 作例、技法例、参考作品、鑑賞作品、解説文、説明図などは精選されているとともに学習指導上不適切などところがないこと。
- (2) 作例、技法例、参考作品、鑑賞作品、解説文、説明図などにおいて、生徒の生活や経験及び興味・関心に対する配慮がなされていること。また、生徒の自ら学ぶ意欲と思考力、創造力、表現力を育成する上で適切な創意工夫が認められること。
- (3) 参考作品、鑑賞作品、解説文、説明図などは、特定の地域・時代及びジャンルに偏らず選択がなされていること。
- (4) 特定の営利企業などの宣伝や非難になるおそれがないこと。

3 構成・排列

- (1) 全体として系統的・発展的に構成され、説明文、作例、参考作品及び鑑賞作品の排列や関連が適切であること。
- (2) 学習指導要領に示す標準単位数と、内容及び内容の取扱いに照らして、全体の分量及びその配分が適切であること。
- (3) 内容が網羅的・羅列的でなく、精選され、有機的に構成されていること。
- (4) 材料・用具の選択及び扱いには、学習を進める上で不適切などところはないこと。
- (5) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 本文、注釈などに誤りや不正確などところがないこと。また、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 文章は冗長、稚拙でないこと。また、写真、挿絵、図版などが粗雑でないこと。特に色彩の再現性については、可能な限り正確を期していること。
- (3) 人権尊重の観点から不適切な表記・表現がないこと。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 「美術Ⅰ」及び「工芸Ⅰ」においては、中学校での学習との関連に配慮して、基礎的・基本的事項を中心に構成していること。
- (2) 日常、身の回りにあるものと美術、工芸との関連に興味をもたせるよう工夫がなされていること。
- (3) 鑑賞教育において、東洋美術史と西洋美術史の変遷が比較しやすいように配慮していること。
- (4) 日本の美術の歴史や表現の特質、日本及び諸外国の美術文化について理解を深めることができるよう配慮がなされていること。

芸 術（書 道）

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 臨書・鑑賞教材は、原則として歴史的に評価の定まったもののうち基礎的・基本的なもので、手本、作例、解説文、説明図などととも生徒の発達段階に適切に対応しており、その能力からみて程度が高すぎるところはないこと。

2 選択・扱い

- (1) 教材の選択及び扱いが適切であり、特定の書風や時代に偏ることなく、学習の目標に沿ったものであること。また、漢字の筆順は、原則として一般に通用している常識的なものによっていること。
- (2) 「書道Ⅰ」については、小・中学校における「書写」との関連を考慮するとともに、「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」への発展の基礎を養うよう工夫されていること。また、手本、臨書教材については基礎的・基本的なものを精選していること。
- (3) 生徒の生活や経験及び興味・関心に対する配慮や工夫がなされており、生徒の主体的な学習態度を育成する上で適切であること。
- (4) 書道史、書論、用具・用材などの学習についても適切な扱いがなされていること。
- (5) 企業や団体などの宣伝や非難になるような扱いがなされていないこと。

3 構成・排列

- (1) 全体として系統的・発展的に構成・排列されていること。
- (2) 学習指導要領に示す標準単位数、目標、内容及び内容の取扱いに照らして、全体及び各指導事項の分量とその排列が適切であること。
- (3) 臨書・鑑賞教材、手本、作例の排列及び分量が適切で、生徒の意欲の喚起や主体的な学習態度の育成がスムーズに行えるような工夫があること。
- (4) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 解説文などに誤りや不明確な表現がなく、また、評価の定まっていない説を安易に取り上げていないこと。
- (2) 用語は、学習指導要領並びに学習指導要領解説に準拠したものであること。
- (3) 文、図版、写真などが人権尊重の観点から十分な配慮がなされていること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 書を積極的に鑑賞するとともに、生活に生かす態度を育成できる工夫がなされていること。
- (2) 難解な書道用語や固有名詞について、ふりがなを付けるなど、生徒が正しく認識できるよう十分な配慮がなされていること。また、異体字の取扱いについても十分な配慮がなされていること。
- (3) 書を通じて、日本の文化及び日本の文化に強く影響を与えた国々の文化と歴史を正しく理解できる内容であること。
- (4) 鑑賞作品などには、必要に応じて元号及び西暦を併記していること。

外国語

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 題材として、その外国語を日常使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学などに関するものが変化をもたせて排列され、その内容が生徒の心身の発達段階に適応しており、その能力からみて程度が高すぎるところがないこと。

2 選択・扱い

- (1) 学習指導要領に照らして不適切なところ、その他生徒が学習する上で支障を生じるおそれのあるところがないこと。
- (2) 政治や宗教の扱いが公正であり、特定の事象、事項、分野などに偏っていないこと。
- (3) 特定の事項を強調しすぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なしに取り上げていたりするところがないこと。

3 構成・排列

- (1) 全体として系統的・発展的に構成・排列されていること。
- (2) 各科目において、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養うのにふさわしいものであること。また、文法については、言語活動と効果的に関連付けて取り上げること。
- (3) 「コミュニケーション英語基礎」は、中学校における学習内容を定着させ、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」という4技能の基礎を固めるのにふさわしいものであること。
- (4) 「コミュニケーション英語Ⅰ」、「コミュニケーション英語Ⅱ」については、4技能の総合的な育成を図り、聞いたり読んだりして得た情報や考えなどを的確に理解したり、自分が伝えたい情報や考えなどを受け手に対して適切に伝えたりする基礎的な能力を養うため、4技能に関する扱いのバランスが十分取れていること。
- (5) 「英語表現Ⅰ」及び「英語表現Ⅱ」は、聞いたり読んだりして得た事実や意見などを理解し、多様な観点から考察し、論理の展開や表現の方法を工夫しながら伝える能力を養うのにふさわしいものであること。
- (6) 「英語会話」は、家庭生活、学校生活、社会生活などの日常的な場面での身近な話題について会話する能力を養うのにふさわしいものであること。
- (7) 注や設問、挿絵や写真などは、本文の内容と適切に関連したものであるとともに、真に生徒の理解を助けるものであること。
- (8) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 言語表現は、原則としてその外国語の現代慣用によっていること。
- (2) 生徒が理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現がないこと。
- (3) 人権尊重及び国際理解の観点から、誤解を招いたり、差別意識を助長したりするような不適切な表記・表現がないこと。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 各科目において、音声に関する指導を行うための補助となる視聴覚教材や教育機器などの教材・教具が適切に活用されるように考慮されていること。また、図書の内容と一体のものとして、視聴覚教材などが必要とされる場合は、相互に適切な関連が図られていること。

家 庭(共通教科・専門教科)

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、実習、実験、課題、注などは、生徒の心身の発達段階に適応しており、その能力から見て程度が適切であること。
- (3) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い

- (1) 教科及び科目の目標とする能力や態度を育成する上で、適切な創意工夫がなされていること。
- (2) 本文、実習、実験、課題、挿絵、図、表などにおいて、生徒の生活や経験及び興味・関心に対する配慮がなされており、主体的、実践的な学習指導をさせるのに適切であること。
- (3) 実習は、基礎的なものを選び、基本的な技術の習得とともに、学習した知識が総合的に身につくように配慮されていること。
- (4) 実験は、学習内容の理解を助け、実生活への応用や発展に役立つものを取り上げていること。
- (5) ホームプロジェクト及び学校家庭クラブの取り上げ方が、具体的で適切なものであること。
- (6) 統計などの資料は、信頼性のある最新のものが選ばれ、その出典が明らかであること。
- (7) 社会生活や科学技術の進展に対応したものが、生徒の発達段階に即し、適切に選ばれていること。

3 構成・排列

- (1) 基礎・基本がおさえられ、系統的、発展的学習ができるように構成されていること。
- (2) 実習・実験と座学との構成及び分量の配分が適切であること。
- (3) 家庭科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
- (4) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
- (5) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるように学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（「発展的な学習内容」）を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がなされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 内容に誤りや不正確なところがないこと。また、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 本文、挿絵、写真、図、表などには、生徒がその意味を理解するのに困難であったり、誤解したりするおそれのある表現がないこと。
- (3) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であり、これらに不統一がないこと。
- (4) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
- (5) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料その他の著作物は、信頼性のある適切なものが選ばれ、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。
- (6) 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところはないこと。
- (7) 特定の個人、団体などの権利や利益を侵害するおそれのあるところはないこと。
- (8) 本文などが、男女平等などの人権尊重の観点から十分な配慮がなされていること。

農 業

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、実験、実習、問題、注、図、表などは、生徒の実情にあっており、理解しやすいものとなっていること。
- (3) 生徒が農業に興味・関心をもって理解できるよう配慮されていること。

2 選択・扱い

- (1) 適切な題材を選定する内容については、原則として、一般的なものを取り上げていること。
- (2) 本文、実験及び実習、問題、注、図、表などにおいて、生徒の生活、経験、興味・関心に対する配慮がなされ、精選されていること。
- (3) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。
- (4) 学習指導要領に示す教科の「目標」に従い学習指導要領に示す科目の「内容」及び「内容の扱い」に示す事項を不足なく取り上げていること。
- (5) 実験値、統計などの資料は、信頼性のあるものが選ばれていること。
- (6) 科学技術の進展に対応したものが、必要に応じて適切に選ばれていること。
- (7) 各章毎に研究課題を設定するなど、生徒自らが課題に取り組めるよう配慮されていること。
- (8) 学習指導要領の示す内容及び取扱いに照らして不適切なところ、その他生徒が学習する上で支障を生ずるおそれのあるところはないこと。
- (9) 図書の内容は、農業科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。

3 構成・排列

- (1) 前提として系統的・発展的に構成されており、排列及び分量が学習指導を効果的に進める上で適切であること。
- (2) 座学と実験及び実習との関連について配慮されていること。
- (3) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるように学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（「発展的な学習内容」）を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がなされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 内容の誤りや不正確なところがないこと。また、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 文章、挿絵などの表現に粗雑なところがないこと。
- (3) 漢字、仮名遣い、送り仮名、用語、記号、計量単位などの表記が適切であり、統一されていること。
- (4) 図、用語などが、人権尊重の観点から十分に配慮がなされていること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 主体的な学習ができるよう配慮されていること。
- (2) 農業の役割、位置づけ等をグローバル化の中でとらえることができるよう配慮されていること。
- (3) 用語・記号は「学術用語集」、「日本工業規格(JIS)」及び「日本農林規格(JAS)」を、計量単位は「国際単位系(SI)」を使用していること。

工 業

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものを取り上げていないこと。
- (2) 本文、実験及び実習、問題、注、挿絵、図（写真を含む）、表、資料等は、生徒の心身の発達段階に適応しており、その能力からみて程度が高過ぎるところ又は低過ぎるところがないこと。

2 選択・扱い

- (1) 学習を進める上で必要な挿絵、写真、注、図、表などが選ばれており、これらに不適切なものがないこと。
- (2) 本文、実験及び実習、問題、注、図、表などにおいて、生徒の生活、経験、興味・関心に対する配慮がなされ、精選されていること。
- (3) 話題や題材の選定及び扱いについては、特定の事象、事項、分野に偏りがなく、普遍的なものであること。
- (4) 実験値、統計などの資料は、信頼性のあるものが選ばれていること。
- (5) 科学技術の進展に対応したものが、必要に応じて適切に選ばれていること。
- (6) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

3 構成・排列

- (1) 前提として系統的・発展的に構成されており、排列及び分量が学習指導を効果的に進める上で適切であり、履修すべき単位数に応じて選択ができるよう配慮されていること。
- (2) 実験及び実習、製図などと座学との関連について配慮されていること。
- (3) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 内容の誤りや不正確なところがないこと。また、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 文章、挿絵などの表現に粗雑なところがないこと。
- (3) 漢字、仮名遣い、送り仮名、用語、記号、計量単位などの表記が適切であり、統一されていること。
- (4) 人権尊重の立場から見て、不適切な教材や表記・表現がないこと。また環境保全の見地から必要な配慮がなされていること。
- (5) 原則として用語には英訳が付けられていること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 原則として用語・記号は「学術用語集」及び「日本工業規格(JIS)」を、計量単位は「国際単位系(SI)」を使用していること。
- (2) 情報技術の急速な進展に伴う先端技術機器などの写真や図を掲載するなど、生徒に興味・関心をもたせるよう工夫されていること。

情 報（共通教科）

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図などは、生徒の心身の発達段階に適切しており、その能力からみて難易の程度が高過ぎるところ又は低過ぎるところがないこと。

2 選択・扱い

- (1) 話題や題材の選択及び扱いは、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。
- (2) 特定の事柄を特別に強調しすぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところがないこと。
- (3) 話題や題材が他の教科及び科目にわたる場合には、十分な配慮なく専門的な知識を扱っていないこと。
- (4) 心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているなど、学校教育全般の方針に反しているところがないこと。
- (5) 他の関係する教科の内容との関連が配慮されており、矛盾するところがないこと。
- (6) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 構成・排列

- (1) 実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。
- (2) 全体として系統的・発展的に構成されていること。また、説明文、注、資料などは、主たる記述と関連付けて扱われており、当該内容の的確な理解に資する程度であること。
- (3) 実習と座学との構成及び分量の配分は適切であること。
- (4) 分量及び配分が適切であること。
- (5) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現がないこと。
- (3) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であり、これらに不統一がないこと。
- (4) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
- (5) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料その他の著作物は、信頼性のある適切なものが選ばれ、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。
- (6) 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところがないこと。
- (7) 特定の個人、団体などの権利や利益を侵害するおそれのあるところがないこと。
- (8) 特に人権尊重の観点から不適切な教材や表記・表現がないこと。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 用語・記号は「学術用語集」及び「日本工業規格(JIS)」を原則として使用していること。

情報（専門教科）

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図などは、生徒の心身の発達段階に適切しており、その能力からみて難易の程度が高過ぎるところ又は低過ぎるところがないこと。

2 選択・扱い

- (1) 話題や題材の選択及び扱いは、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。
- (2) 特定の事柄を特別に強調しすぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところがないこと。
- (3) 話題や題材が他の教科及び科目にわたる場合には、十分な配慮なく専門的な知識を扱っていないこと。
- (4) 心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているなど、学校教育全般の方針に反しているところがないこと。
- (5) 情報科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところがないこと。
- (6) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 構成・排列

- (1) 実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。
- (2) 全体として系統的・発展的に構成されていること。また、説明文、注、資料などは、主たる記述と関連付けて扱われており、当該内容の的確な理解に資する程度であること。
- (3) 実験及び実習と座学との構成及び分量の配分は適切であること。
- (4) 分量及び配分は適切であること。
- (5) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現がないこと。
- (3) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であり、これらに不統一がないこと。
- (4) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
- (5) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料その他の著作物は、信頼性のある適切なものが選ばれ、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。
- (6) 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところがないこと。
- (7) 特定の個人、団体などの権利や利益を侵害するおそれのあるところがないこと。
- (8) 特に人権尊重の観点から、不適切な教材や表記・表現がないこと。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 用語・記号は「学術用語集」及び「日本工業規格(JIS)」を、計量単位は「国際単位系(SI)」を原則として使用していること。

商 業

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、資料、注、図などは、生徒の心身の発達段階に適応しており、その能力から見て程度が適切であること。
- (3) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い

- (1) 話題や題材の選択及び扱いは、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。
- (2) 特定の事柄を特別に強調しすぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところがないこと。
- (3) 話題や題材が他の教科及び科目にわたる場合には、十分な配慮なく専門的な知識を扱っていないこと。
- (4) 各種の機器・装置類などは代表的なものを取り上げていること。
- (5) 商業科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところがないこと。
- (6) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 構成・排列

- (1) 実習、調べる活動などに関するものについては、生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。
- (2) 全体として系統的・発展的に構成されていること。また、説明文、注、資料などは、主たる記述と関連付けて扱われており、当該内容の的確な理解に資する程度であること。
- (3) 実験及び実習と座学との構成及び分量の配分は適切であること。
- (4) 分量及び配分は適切であること。
- (5) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現がないこと。
- (3) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
- (4) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料その他の著作物は、信頼性のある適切なものが選ばれ、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。
- (5) 特定の個人、団体などの権利や利益を侵害するおそれのあるところがないこと。
- (6) 特に人権尊重の観点から、不適切な教材や表記・表現がないこと。

水 産

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、資料、注、図などは、生徒の心身の発達段階に適応しており、その能力から見て程度が適切であること。
- (3) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い

- (1) 話題や題材の選択及び扱いは、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。
- (2) 特定の事柄を特別に強調しすぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところがないこと。
- (3) 話題や題材が他の教科及び科目にわたる場合には、十分な配慮なく専門的な知識を扱っていないこと。
- (4) 水産科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところがないこと。
- (5) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 構成・排列

- (1) 実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。
- (2) 全体として系統的・発展的に構成されていること。また、説明文、注、資料などは、主たる記述と関連付けて扱われており、当該内容の的確な理解に資する程度であること。
- (3) 実験及び実習と座学との構成及び分量の配分は適切であること。
- (4) 分量及び配分は適切であること。
- (5) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現がないこと。
- (3) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
- (4) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料その他の著作物は、信頼性のある適切なものが選ばれ、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。
- (5) 特定の個人、団体などの権利や利益を侵害するおそれのあるところがないこと。
- (6) 特に人権尊重教育の観点から、不適切な教材や表記・表現がないこと。

看 護

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、資料、注、図などは、生徒の心身の発達段階に適切しており、その能力から見て程度が適切であること。
- (3) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い

- (1) 教科及び科目の目標とする能力や態度を育成する上で、適切な創意工夫がなされていること。
- (2) 本文、実習、実験、課題、挿絵、図、表などにおいて、生徒の生活や経験及び興味・関心に対する配慮がなされており、实际的、体験的な学習指導をさせるのに適切であること。
- (3) 実習は、基礎的なものを選び、基本的な技術の習得とともに、学習した知識が総合的に身につくように配慮されていること。
- (4) 実験は、学習内容の理解を助け、日常生活への応用や発展に役立つものを取り上げていること。
- (5) 統計などの資料は、信頼性のある最新のものが選ばれ、その出典が明らかであること。
- (6) 社会生活や科学技術の進展に対応したものが、生徒の発達段階に即し、適切に選ばれていること。

3 構成・排列

- (1) 看護科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
- (2) 実習・実験と座学との構成及び分量の配分が適切であること。
- (3) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
- (4) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるように学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（「発展的な学習内容」）を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がなされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 内容に誤りや不正確なところがないこと。また、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 本文、挿絵、写真、図、表などには、生徒がその意味を理解するのに困難であったり、誤解したりするおそれのある表現がないこと。
- (3) 図、表、グラフなどは、通常約束、方法に従って記載されていること。
- (4) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料その他の著作物は、信頼性のある適切なものが選ばれ、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。
- (5) 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところはないこと。
- (6) 本文などが、人権尊重の観点から十分な配慮がなされていること。

福 祉

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、資料、注、図などは、生徒の心身の発達段階に適切しており、その能力から見て程度が適切であること。
- (3) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い

- (1) 教科及び科目の目標とする能力や態度を育成する上で、適切な創意工夫がなされていること。
- (2) 本文、実習、実験、課題、挿絵、図、表などにおいて、生徒の生活や経験及び興味・関心に対する配慮がなされており、实际的、体験的な学習指導をさせるのに適切であること。
- (3) 実習は、基礎的なものを選び、基本的な技術の習得とともに、学習した知識が総合的に身につくように配慮されていること。
- (4) 実験は、学習内容の理解を助け、日常生活への応用や発展に役立つものを取り上げていること。
- (5) 統計などの資料は、信頼性のある最新のものが選ばれ、その出典が明らかであること。
- (6) 社会生活や科学技術の進展に対応したものが、生徒の発達段階に即し、適切に選ばれていること。

3 構成・排列

- (1) 福祉科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
- (2) 実習・実験と座学との構成及び分量の配分が適切であること。
- (3) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
- (4) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるように学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（「発展的な学習内容」）を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がなされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 内容に誤りや不正確なところがないこと。また、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 本文、挿絵、写真、図、表などには、生徒がその意味を理解するのに困難であったり、誤解したりするおそれのある表現がないこと。
- (3) 図、表、グラフなどは、通常約束、方法に従って記載されていること。
- (4) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料その他の著作物は、信頼性のある適切なものが選ばれ、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。
- (5) 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところはないこと。
- (6) 本文などが、人権尊重の観点から十分な配慮がなされていること。

大阪府教育庁
教育振興室高等学校課

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 TEL 06-(6941)0351